

次期「滋賀の教育大綱」(第4期滋賀県教育振興基本計画)(原案)について

1. 次期「滋賀の教育大綱」(第4期滋賀県教育振興基本計画)について

現行の「滋賀の教育大綱」(第3期滋賀県教育振興基本計画)(平成31年度(2019年度)～令和5年度(2023年度))の後継計画として策定する、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく総合的な施策の大綱。本県の大綱については、教育基本法の規定に基づく教育振興基本計画をもって位置付ける。なお、教育振興基本計画としては、滋賀県基本構想の教育分野における部門別計画ともなる。計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和10年度(2028年度)までの5年間。

2. 原案のポイント

○ 計画策定の背景

本県教育を巡る現状と取組に関して、7項目にわたり施策の方向性について視点を示すとともに、現大綱(第3期計画)に関する成果と課題から、今後の施策の展開の方向性を示した。

○ 基本目標とサブテーマ

基本目標には、不易の教育の目標として、第1期滋賀県教育振興基本計画以来の「未来を拓く心豊かでたくましい人づくり」を掲げた。またサブテーマは、諸外国で重視されてきている「ウェルビーイング」とも関連させながら、本県で受け継がれてきた「三方よし」の理念をもとに、子どもたち、教職員等、地域全体それぞれの幸せの実現を教育施策の方向性とする、「『三方よし』で幸せ育む滋賀の教育」とした。

○ 全体的な方向性

全体を貫く方向性として、(1)すべての人が愛情をもって教育に取り組む教育、(2)学習者が主体の教育、滋賀の豊かな自然や、先人が培った「近江の心」を学びに活かし、未来へ引き継ぐことを目指す(3)滋賀に学ぶ教育、の3項目を掲げた。

○ 今後5年間に実施する主な施策

教育施策を「柱Ⅰ 夢と生きる力を育む」、「柱Ⅱ 学びの基盤を支える」、「柱Ⅲ みんなで学びに関わる」の3本の柱に体系化し、基本目標の達成に向けて総合的に施策を展開することとした。また、各施策に目標を設定し、目指す姿への到達状況を具体的に把握できるようにした。

3. これまでの主な取組状況

- ・ 滋賀県総合教育会議における協議(令和4年5月11日(進め方)、9月2日(方針)、11月11日(骨子案)、令和5年1月17日(素案)、3月27日(中高生の意見聴取)、5月12日(素案ver2.0))
- ・ 滋賀県教育振興基本計画審議会への諮問(令和4年10月13日)
- ・ 滋賀県教育振興基本計画審議会会議における審議(令和4年10月13日、11月25日、令和5年1月24日、5月24日、6月8日)
- ・ 滋賀県教育振興基本計画審議会答申(令和5年6月23日)

4. 今後の主な予定

- ・ 県民政策コメント(7月～8月)
- ・ 滋賀県総合教育会議における協議・報告(9月、11月)
- ・ 策定状況県議会報告(9月)
- ・ 県議会提案(11月)
- ・ 次期「滋賀の教育大綱」(第4期滋賀県教育振興基本計画)策定(12月)